

# ゆ う あ い

115  
令和8年  
1月号

● 主 な 内 容 ●  
CONTENTS

- P1 ..... 新年のご挨拶  
P2 ..... 令和7年度第2回ふれあいいいききサロン開催他  
P3 ..... 生活福祉資金貸付制度について他  
P4、5 ..... 成年後見制度について他  
P6 ..... ふれあいいいききサロンの開催について他

## 新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。旧年中は、皆さまより温かいご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年も、自然災害や物価高騰、人手不足といった課題が私たちの暮らしに影響を与えました。特に人口減少や少子高齢化が進む中で、地域の支え合いの力が試される時代に入っています。こうした時代だからこそ誰もが「助けて」と言える地域、そしてその声に応えられる仕組みを育てていくことが私たち福祉の使命だと感じています。

2026年は午年、馬のように力強く、一步ずつ地域の皆様と歩みを進めて参ります。未来を担う世代へと希望を繋ぐため、本年もどうぞ変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新しい年が皆様にとって実り多き一年となりますよう、心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。



会長 松本 善一



## 令和7年度第2回ふれあいいきいきサロン開催

11月21日(金)、令和7年度第2回ふれあいいきいきサロンを道の駅しかべ間歇泉公園研修棟にて初めて開催し、8名の方が参加されました。当日は、サロンを協力するボランティアさんと参加者に協力を頂き、全員で寄せ鍋を頂いた他、トランプ等のカードゲームや茶話会、間歇泉公園の散策をして楽しい時間を過ごしました。また今回サロンでは、参加される皆さんには各自会場までお越し頂いております。



## 雪かきボランティア募集

鹿部町生活支援体制整備事業の高齢者支援(生活支援サービス)で実施する雪かき(屋外作業)について、下記のとおり活動するボランティアを募集致しております。尚、希望される方は事前のボランティア登録とボランティア保険の加入が必要となります。

ご希望の方は、鹿部町社協までご連絡下さい(電話7-3341)

記

- 応募条件 高校生以上(未成年の方は保護者の同意必要)
- 作業内容 日常生活路の確保(玄関から道路迄の雪かき)
- 活動時間 午前9時~午後3時
- 活動の目安 積雪10cm以上、町の道路除雪が出動した場合など

現在、依頼者が増えてきており、実際の降雪時に円滑な対応が困難になる事が予想されておりますので、是非活動へのご協力をお願い致します。



屋外作業(雪かき)

## 生活福祉資金貸付制度について

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。鹿部町社協では、相談や借入申請等の受け付けを致しております。

### 1. 総合支援資金

- (1) 生活支援費
- (2) 住宅入居費
- (3) 一時生活再建費

### 2. 福祉資金

- (1) 福祉費
- (2) 緊急小口資金

### 3. 教育支援資金

- (1) 教育支援費
- (2) 就学支度費

### 4. 不動産担保型生活福祉資金

- (1) 不動産担保型生活資金
- (2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

### その他

- ・「世帯」に対する貸付です。
- ・貸付により「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。
- ・民生委員等の相談・支援が必要です。
- ・他の貸付制度及び公的支援を優先してご利用いただきます。
- ・事後申請は対象外です。



\*各資金の費用別により、貸付限度額・据置期間・償還期間が異なりますので、詳しくはお問合せ下さい。

- ・総合支援資金・福祉費は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は、利子年1.5%、緊急小口資金・教育支援資金は、無利子。
- ・相談、申込、審査、貸付金送金迄は、概ね1か月～1か月半程度掛かります（緊急小口資金以外）

## 渡島噴火湾社会福祉協議会連絡会議開催

10月24日（金）、森町において令和7年度渡島噴火湾社会福祉協議会連絡会議が開催されました。この会議は噴火湾に面した4町社協（長万部・八雲・森・鹿部）の役職員が集い、研修や情報交換を通じて連携を深めることを目的に開催されております。

今年度は、社会福祉協議会の役割について北海道社会福祉協議会地域福祉部地域福祉課主事石上優次氏より講演を頂いた他、情報交換で交流を深めております。



## ■ 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症、知的障がい・精神障がい等の精神上的の障がいによって、本人が一人で意思決定することが難しくなった場合に、権利や財産を守り、支援するための制度です。

この制度は、任意後見と法定後見に分かれており、内容は以下のとおりとなります。

### 任意後見制度 .....

自分の判断能力が将来低下した時に備えて、生活や財産管理が困らないよう予め信頼できる人に任意後見人をお願いしておく制度になり、公証役場で公正証書による任意後見契約が必要になります。本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所に申立てをし、任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。家庭裁判所への申立ては本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者が出来ます。

### 法定後見制度 .....

本人が十分に判断できる状態になく、生活や財産管理に支障が出ている状況において誰かの支援が必要な場合に利用できる制度になり、判断能力の程度に応じて後見（判断能力が殆どない）、保佐（判断能力が著しく不十分）、補助（判断能力が不十分）の3つの類型に区分されます。法定後見制度も家庭裁判所に申立てが必要になり、本人やその配偶者、四親等内の親族の他、市町村町も申立てができます。どの類型に該当するかは、医師の診断を経て家庭裁判所が決め、合わせて後見人等が選任されます。

※申立てに必要な書類・費用（主なもの）

- 申立書    ● 診断書（成年後見用）    ● 申立手数料（800円分の収入印紙）
- 登記嘱託手数料（2,600円分の収入印紙）    ● 郵便切手    ● 本人の戸籍謄本
- 鑑定料（鑑定を行う場合）等

鹿部町社協では、成年後見制度利用に関する相談を致しております

## ■ 日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業は、高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをしています。

### ◎ 日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。

本事業は、『契約』に基づきサービスが提供されるため、契約能力（具体的な援助内容の理解力）が必要です。判断能力が低下してきて契約能力がない場合は本人と実施主体による契約はできません。成年後見人等が選任されている場合は、本人の契約能力や本事業による支援の必要性について審査が必要となります。

## ◎ 医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

「日常生活上の判断に不安を感じている方」とは、高齢や障がいにより、福祉サービスの利用手続きに不安のある方、生活費の管理が一人では難しいと思う方などです。

主に認知症の症状のある（物忘れを含む）高齢者、知的障がいや精神障がいをお持ちの方を対象としていますが、医師による認知症の診断や、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の有無にかかわらず利用できます。

## ◎ 「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

現在、施設入所や病院に入院されている方でも、退所や退院の見込みがあり、近い将来在宅で生活する予定の方は、対象となります。在宅で生活していて、日常生活自立支援事業を利用していた方が、施設入所や病院に入院した場合は、生活が安定するまでの期間、可能な範囲でサービスを利用することができます。

### 1. 福祉サービスの利用援助（基本事業）

福祉サービスの情報提供や利用についての手続きをお手伝いします。

- ① 福祉サービスを利用する、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

### 2. 日常的金銭管理サービス（オプション）

日常的な金銭管理のお手伝いをします。取り扱う預貯金の口座の限度額は50万円程度を目安としています。

- ① 年金や福祉手当などの受領に必要な手続き
- ② 税金や社会保険料、医療費や公共料金を支払う手続き
- ③ 日常的な生活費の払戻し、預け入れなどの手続き



### 3. 書類等の預かりサービス（オプション）

本会が金融機関の貸金庫に大切な書類等をお預かりいたします。お預かりできるもの（原則として、ご本人名義のみに限ります。）

- ① 預貯金通帳
- ② 年金証書
- ③ 権利証
- ④ 契約書類
- ⑤ 保険証書
- ⑥ 印鑑

## ◎ 利用料金

1回（1時間程度）の利用で、利用料金1,200円と生活支援員の交通費実費を頂きます。また、書類等の預かサービスをご利用される場合、貸金庫利用料の実費を頂きます。

～ご利用・ご相談は、鹿部町社協まで～

## ふれあいいきいきサロンの開催について

令和7年度第3回ふれあいいきいきサロンを下記の通り開催致しますので、是非ご参加下さい。

記

日 時	令和8年3月4日(水) 11:00~13:20
場 所	鹿部シェアサロン
内 容	ボランティア団体『スローブギ』さんのウクレレ演奏や歌と踊りの他、参加者との昼食を予定致しております。
参加料	200円
申込期日	2月25日(水)
対象者	町内在住の70歳以上の方



### 鹿部町社協へのご寄付(令和7年10月1日~令和7年12月31日受付分)

- 北海道立漁業研修所海友祭実行委員会 様
- 鹿部町身体障害者福祉協会 様
- 鹿部町手をつなぐ親の会 様

### 鹿部町社協事業活動(令和7年10月1日~令和7年12月31日)

10/ 1	赤い羽根共同募金運動開始	鹿部町内
10/ 8	四半期監査	宮浜児童館
10/ 9	安否確認お食事サービス開始(全6回)	鹿部町内
10/15	介護保険における生活支援体制整備推進の為の研修 令和7年度鹿部町・森町在宅介護医療連携意見交換会	オンライン 森町
10/17	令和7年度渡島・松山社協職員連絡協議会会員合同研修会	厚沢部町
10/21	令和7年度北海道福祉大会	札幌市
10/24	令和7年度渡島噴火湾社会福祉協議会連絡会議	森町
10/28	重層的支援体制整備地域別推進会議	函館市
11/ 1	広報配布	鹿部町内
11/ 6	全道市町村社協事務局長連絡会議	札幌市
11/11	令和7年度第4回理事会	宮浜児童館
11/12	生活支援・介護予防充実強化研修	札幌市
11/18	令和7年度日常生活自立支援事業コンプライアンス研修	オンライン
11/21	令和7年度第2回ふれあいいきいきサロン	間歇泉公園
12/24	年末独居訪問	鹿部町内
12/25	令和7年度地域づくりブロック別研修(北海道ブロック)	オンライン
12/30	仕事納め	

発行：社会福祉法人鹿部町社会福祉協議会

〒041-1403 鹿部町字宮浜210番地6(宮浜児童館内)  
TEL(01372)7-2135 FAX(01372)7-2138